

「酒田市工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程」第3条第1項第

2号に規定する主観的審査事項の評定点数を以下のとおり改正します。

施行は、令和2年4月22日です。

主観的審査事項

	新		旧	
ア 市及び市上下水道部発注工事の工事成績	直前の年度における工事完成検査の成績		直前の年度における工事完成検査の成績	
	成績評点	数 値	成績評点	数 値
	80点を超える工事1件	80点を標準(±0)として加点1点につき2点を加算	75点を超える工事1件	75点を標準(±0)として加点1点につき+2を加算
	80点未満の工事1件	80点を標準(±0)として減点1点につき2点を減算	75点未満の工事1件	75点を標準(±0)として減点1点につき-2を加算
イ 指名停止又は文書注意の状況(直前2年度分)	回数	数 値	回数	数 値
	1回	指名停止期間 1月又は文書注意 1回につき20点減算し、指名停止期間が1ヶ月増すごとに20点を減算	1回	指名停止期間 1月又は文書注意 1回につき-20とし、指名停止期間が1ヶ月増すごとに-20を加算
	2回以上	1回と同じ算出方法で2回以降の値を計算し、1回と2回以降の値の合計に1.5を乗じた値を減算	2回以上	1回と同じ算出方法で2回以降の値を計算し、1回と2回以降の値の合計に1.5を乗じた値を加算